# パトロール用品支給等事業の一部見直しについて

#### 1 現行事業の概要

一定の要件を満たす地域住民によるパトロール団体について、練馬区に「地域 防犯・防火活動実施団体」として登録した場合、練馬区は当該団体に対し一定の 活動支援を行っている。

## (1) 登録の要件

- 5人以上で、その過半数が区内在住・在勤・在学
- ・ 月1回以上または年12日以上、継続的にパトロール活動を行う予定
- ・ 営利を目的としない

# (2) 活動支援の内容

- ① 各種パトロール用品の支給
  - ・ 夜光ジャンパー・夜光ベスト・夜光たすき (人数分、最大20着)
  - 防犯ブザー・ホイッスル (人数分、最大 20 個)
  - 誘導電灯(人数の半数分、最大10本)
- ② パトロール中の事故に対応したボランティア傷害保険の保険料負担
- ③ 安全・安心パトロールカーの貸出(月2回を限度)

#### (3) 事業開始時期

平成 16年11月

#### (4) 登録団体数

260 団体(平成21年2月末日現在)

#### 2 現行事業の課題

- 登録後数年を経過すると、支給した各種パトロール用品が劣化してくる。
- 警察署が配布しているジャンパー・ベストと色彩が違う。

## 3 事業の一部見直しについて

団体登録の有効期限を設定する。当該有効期限到達後も継続して活動する団体に対しては、その継続登録の時点で各種パトロール用品を追加配布する。

# 4 登録有効期限

登録日4年後の年度末まで

# 5 見直し時期

平成20年11月1日から

# 6 平成 20 年度継続登録状況

①対象団体数 88 団体 (平成16年度に登録いただいた団体)

②継続登録団体数 68 団体

③用品再交付団体 64 団体

※ 平成20年12月14日に、継続登録団体のうち用品再交付を希望する団体に対し、パトロール用品を再交付。併せて全登録団体を対象に「歳末パトロール講習会」を実施

# 7 その他

上記の見直しに併せて、追加配布する夜光ジャンパー・夜光ベストについては、 警察署が配布している色彩のものも選択できるようにする。